

[別紙]

様式1

事業報告書  
(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 <sup>社団</sup> 医療法人山栄会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 埼玉県久喜市菖蒲町新堀 418-1
- (3) 設立認可年月日 平成3年3月11日
- (4) 設立登記年月日 平成3年3月25日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	山崎整形外科	埼玉県久喜市菖蒲町新堀 418-1	一般病床 0床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 2月 24日 令和 3年度決算の決定

令和 4年 12月 24日 令和 5年度予算の決定

法人名 医療法人社団 山栄会

※医療法人整理番号

所在地 埼玉県久喜市菖蒲町新堀418-1

貸 借 対 照 表

(令和 4 年 12 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	384,385	I 流 動 負 債	8,642
II 固 定 資 産	259,836	II 固 定 負 債	1,852
1 有 形 固 定 資 産	251,677	負 債 合 計	10,494
2 無 形 固 定 資 産	2,172	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	5,987	科 目	金 額
III 繰 延 資 産	0	I 出 資 金	25,239
		II 積 立 金	608,488
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	633,727
資 産 合 計	644,221	負 債 ・ 純 資 産 合 計	644,221

法人名 医療法人社団 山栄会

※医療法人整理番号

所在地 埼玉県久喜市菖蒲町新堀418-1

損 益 計 算 書  
(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	296,409
2 事業費用	306,255
本来業務事業損失	9,846
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	9,846
II 事業外収益	37,722
III 事業外費用	408
経常利益	27,468
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	27,468
法人税等	6,606
当期純利益	20,862

様式 2

法人名 医療法人社団 山栄会 ※医療法人整理番号   
 所在地 埼玉県久喜市菖蒲町新堀418-1

財 産 目 録  
 (令和 4 年 12 月 31 日現在)

1. 資	産	額			644,221 千円
2. 負	債	額			10,494 千円
3. 純	資	産	額		633,727 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	384,385
B 固 定 資 産	259,836
C 資 産 合 計 (A+B)	644,221
D 負 債 合 計	10,494
E 純 資 産 (C-D)	633,727

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--

法人名 医療法人社団 山栄会  
所在地 埼玉県久喜市菟蒨町新堀418-1

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式5

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 山栄会  
理事長 山崎 茂 殿

私は、医療法人社団山栄会の令和4会計年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年2月24日  
医療法人社団 山栄会  
監事 島田 一彦 印